

四半期報告書

(第97期第1四半期)

株式会社 極 洋

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	18
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	19

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月9日

【四半期会計期間】 第97期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 誠

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 取締役企画部長 木 山 修 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【電話番号】 03(5545)0703

【事務連絡者氏名】 取締役企画部長 木 山 修 一

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第96期 第1四半期 連結累計期間	第97期 第1四半期 連結累計期間	第96期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	57,957	62,644	256,151
経常利益 (百万円)	737	1,015	4,434
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	555	706	2,914
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	941	305	3,156
純資産額 (百万円)	29,667	31,540	31,996
総資産額 (百万円)	112,367	122,181	114,673
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	51.51	65.28	269.63
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	49.01	—	261.09
自己資本比率 (%)	26.1	25.7	27.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 「1株当たり四半期(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」の算定において、役員向け株式給付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
4. 第97期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれて
いる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(冷凍食品セグメント)

当社は、当第1四半期連結会計期間において、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.を新規設立し、連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出や生産の弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改善が進み、緩やかな回復が続いておりますが、米中貿易摩擦の影響により、事業環境の不透明感が増しております。

水産・食品業界におきましては、人手不足による労働コスト・物流コストの上昇に加え、世界的な水産物需要の増大による買付コストの上昇など、厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』（2018年度～2020年度）の2年目として、『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進め、高収益構造へ大きく転換していくことを目指し、目標達成に向け取り組んでおります。

当第1四半期連結累計期間における当社グループの売上高は626億44百万円（前年同期比8.1%増）、営業利益は7億70百万円（前年同期比36.4%増）、経常利益は10億15百万円（前年同期比37.7%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7億6百万円（前年同期比27.1%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

① 水産商事セグメント

国内では、定塩鮭製品などの付加価値加工品が堅調に推移し、鮭鱒やエビの取扱いが伸長しました。また海外では、日本産サバ・イワシの輸出、米国子会社による米国内販売が伸長しました。鮭鱒などで価格調整が発生したものの、エビの利益率回復により補うことができました。この結果、売上・利益とも前年同期を上回りました。

水産商事セグメントの売上高は299億12百万円（前年同期比10.4%増）、営業利益は3億80百万円（前年同期比13.5%増）となりました。

②冷凍食品セグメント

水産冷凍食品事業では寿司種を中心とした生食用商品や、切身・煮魚などの加熱用商品の拡販に努めました。調理冷凍食品事業ではカニ風味かまぼこが伸長し、家庭用冷凍食品事業では、お弁当商品に加え、米飯類や煮魚など販売アイテムの多様化に努めました。この結果、売上・利益とも前年同期を上回りました。

冷凍食品セグメントの売上高は198億29百万円（前年同期比10.6%増）、営業利益は1億72百万円（前年同期比76.3%増）となりました。

③常温食品セグメント

缶詰販売は、供給不足に対応するため、国内生産品に加え海外生産品の取扱いを強化し、イワシ缶、サンマ缶などの青物缶詰を中心に拡販に努めました。また珍味製品においては、規格変更などのコストアップ対策に取り組みました。この結果、売上・利益とも前年同期を上回りました。

常温食品セグメントの売上高は48億61百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は1億94百万円（前年同期比75.8%増）となりました。

④物流サービスセグメント

前期10月に行った連結子会社における会社分割及び株式譲渡により、売上は前年同期を下回りましたが、在庫貨物の確保を図り、配送事業強化に努めた結果、利益は前年同期を上回りました。

物流サービスセグメントの売上高は2億18百万円（前年同期比13.7%減）、営業利益は75百万円（前年同期比27.7%増）となりました。

⑤鯉・鮪セグメント

加工及び販売事業では、キハダマグロ、メバチマグロなどを使用した赤身加工品や、マグロタタキなどの販売が伸長しました。また当社グループの国産養殖クロマグロについても、生育状況に合わせ出荷を行い、堅調に推移しました。一方で、海外まき網事業において、水揚げ数量が前年同期を上回るも、魚価下落の影響を受け、利益幅が減少しました。この結果、売上は前年同期並みを確保したものの、利益は前年同期を下回りました。

鯉・鮪セグメントの売上高は77億39百万円（前年同期比1.2%減）、営業利益は2億21百万円（前年同期比22.4%減）となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ75億7百万円増加し、1,221億81百万円となりました。

流動資産は、たな卸資産が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ79億19百万円増加し、973億44百万円となりました。固定資産は、前連結会計年度末に比べ4億11百万円減少し、248億37百万円となりました。

負債合計は、借入金が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ79億64百万円増加し、906億41百万円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ4億56百万円減少し、315億40百万円となりました。

この結果、自己資本比率は25.7%(前連結会計年度末比2.0ポイント減)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会において、2020年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(参考URL <https://www.kyokuyo.co.jp/wp-content/uploads/post/pdf/1705113.pdf>)

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するのではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア. 中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、2018年度から2020年度までの3ヵ年中期経営計画『Change Kyokuyo 2021』を策定し、『魚を中心とした総合食品会社として、高収益構造への転換をはかり、資源、環境、労働などの社会的要請を踏まえ、事業のウイングの拡大と時間価値の提供により企業価値の向上を目指す』という基本方針のもと、『ESG重視の事業活動』を通じて『拡大』『強化』『均衡』の各戦略を進めることで高収益構造へ大きく転換していくことを目指しております。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくこととなります。但し、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は2020年開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること
- イ. 株主意思を重視するものであること
- ウ. 独立性の高い社外者の判断を重視していること
- エ. 合理的な客観的要件を設定していること
- オ. 独立した外部専門家の意見を取得していること
- カ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は84百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	43,700,000
計	43,700,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,928,283	10,928,283	東京証券取引所 (市場第1部)	単元株式数は100株で あります。
計	10,928,283	10,928,283	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年6月30日	—	10,928	—	5,664	—	742

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(2019年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 70,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,838,700	108,387	—
単元未満株式	普通株式 18,983	—	—
発行済株式総数	10,928,283	—	—
総株主の議決権	—	108,387	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」中には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権11個)含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」中には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が38,500株(議決権385個)含まれております。

3. 「単元未満株式」中には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が12株が含まれております。

② 【自己株式等】

(2019年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 極洋	東京都港区赤坂 三丁目3番5号	70,600	—	70,600	0.64
計	—	70,600	—	70,600	0.64

(注) 役員向け株式給付信託が所有する当社株式38,512株については、上記の自己株式等に含まれておりません。

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、井上監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,818	5,787
受取手形及び売掛金	35,540	37,183
たな卸資産	44,947	52,083
その他	4,126	2,296
貸倒引当金	△7	△7
流動資産合計	89,425	97,344
固定資産		
有形固定資産	14,981	14,816
無形固定資産		
その他	549	540
無形固定資産合計	549	540
投資その他の資産		
投資有価証券	6,248	5,898
その他	5,262	5,374
貸倒引当金	△1,793	△1,793
投資その他の資産合計	9,717	9,479
固定資産合計	25,248	24,837
資産合計	114,673	122,181

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,208	12,104
短期借入金	24,469	31,204
コマーシャル・ペーパー	10,000	10,000
未払法人税等	472	346
引当金	941	529
その他	9,637	8,897
流動負債合計	54,730	63,081
固定負債		
長期借入金	23,193	22,872
引当金	111	131
退職給付に係る負債	4,369	4,298
資産除去債務	51	51
その他	221	205
固定負債合計	27,946	27,559
負債合計	82,677	90,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,664	5,664
資本剰余金	1,308	1,308
利益剰余金	24,618	24,564
自己株式	△244	△244
株主資本合計	31,346	31,292
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,183	855
繰延ヘッジ損益	23	△49
為替換算調整勘定	172	187
退職給付に係る調整累計額	△903	△872
その他の包括利益累計額合計	475	120
非支配株主持分	174	127
純資産合計	31,996	31,540
負債純資産合計	114,673	122,181

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
売上高	57,957	62,644
売上原価	52,484	56,386
売上総利益	5,472	6,258
販売費及び一般管理費	4,907	5,488
営業利益	565	770
営業外収益		
受取利息	10	2
受取配当金	50	63
持分法による投資利益	80	49
補助金収入	38	119
為替差益	4	90
その他	99	59
営業外収益合計	283	384
営業外費用		
支払利息	104	115
その他	6	24
営業外費用合計	110	139
経常利益	737	1,015
特別利益		
固定資産処分益	1	0
特別利益合計	1	0
特別損失		
固定資産処分損	2	0
減損損失	—	10
投資有価証券評価損	6	—
特別損失合計	9	10
税金等調整前四半期純利益	730	1,005
法人税、住民税及び事業税	204	330
法人税等調整額	21	19
法人税等合計	226	350
四半期純利益	504	655
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	555	706
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△50	△51

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	287	△327
繰延ヘッジ損益	169	△72
為替換算調整勘定	△57	20
退職給付に係る調整額	37	30
その他の包括利益合計	436	△349
四半期包括利益	941	305
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	997	351
非支配株主に係る四半期包括利益	△55	△45

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	449百万円	456百万円
のれんの償却額	5 〃	—

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	649	60	2018年3月31日	2018年6月27日	利益剰余金

(注) 2018年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	760	70	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	水産商事	冷凍食品	常温食品	物流 サービス	鰹・鮪	その他	合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益及び 包括利益計 算書計上額 (注2)
売上高									
外部顧客への売上高	27,100	17,935	4,769	253	7,830	68	57,957	—	57,957
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,346	1,434	56	424	642	309	10,214	△10,214	—
計	34,447	19,369	4,825	677	8,473	377	68,171	△10,214	57,957
セグメント利益又は 損失(△)	335	97	110	58	285	△39	848	△283	565

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額283百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用271百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	水産商事	冷凍食品	常温食品	物流 サービス	鰹・鮪	その他	合計	調整額 (注1)	四半期連結 損益及び 包括利益計 算書計上額 (注2)
売上高									
外部顧客への売上高	29,912	19,829	4,861	218	7,739	83	62,644	—	62,644
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,926	1,276	70	436	1,136	319	11,166	△11,166	—
計	37,838	21,106	4,932	655	8,875	403	73,811	△11,166	62,644
セグメント利益又は 損失(△)	380	172	194	75	221	△14	1,029	△259	770

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額259百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用308百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	51円 51銭	65円 28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	555	706
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	555	706
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,783	10,819
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	49円 01銭	—
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	548	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

重要な訴訟事件等

当社子会社のKyokuyo(Thailand)Co.,Ltd. は、タイ王国においてKrung Thai Bank Company Limitedから、譲渡債権の未払請求訴訟の提起を受けております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月5日

株式会社極洋
取締役会 御中

井上監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平	松	正	己	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉	松	博	幸	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	塚	本	義	治	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極洋の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月9日

【会社名】 株式会社 極洋

【英訳名】 KYOKUYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井 上 誠

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂三丁目3番5号

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長井上誠は、当社の第97期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

